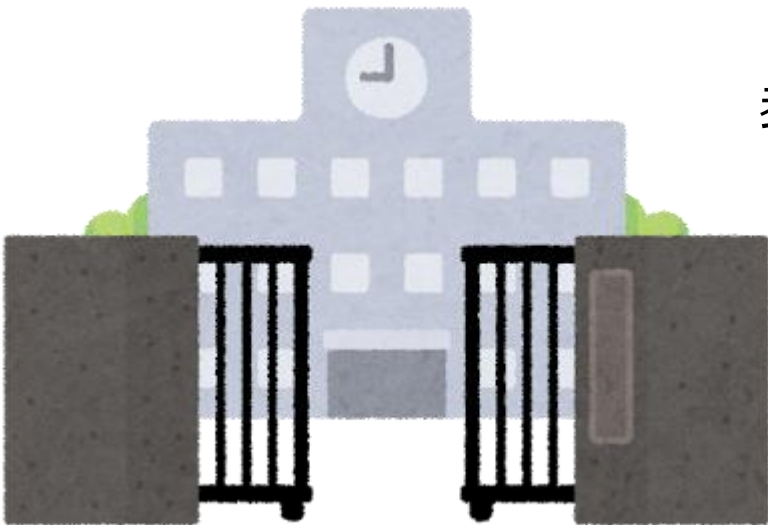


あなたの可能性が、**さき**を拓く
自分をつくり、互いを認める教育

公立小・中学校の適正規模・適正配置について

【令和8年度 第1回総合教育会議】

教育委員会事務局 学事企画課



1.適正規模・適正配置の目的等

目的

長期的な展望に立って、教育上適切な児童・生徒集団を確保し、良好な教育環境を創出する。

適正化が課題となる背景

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられている。

【公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月27日文部科学省）引用】

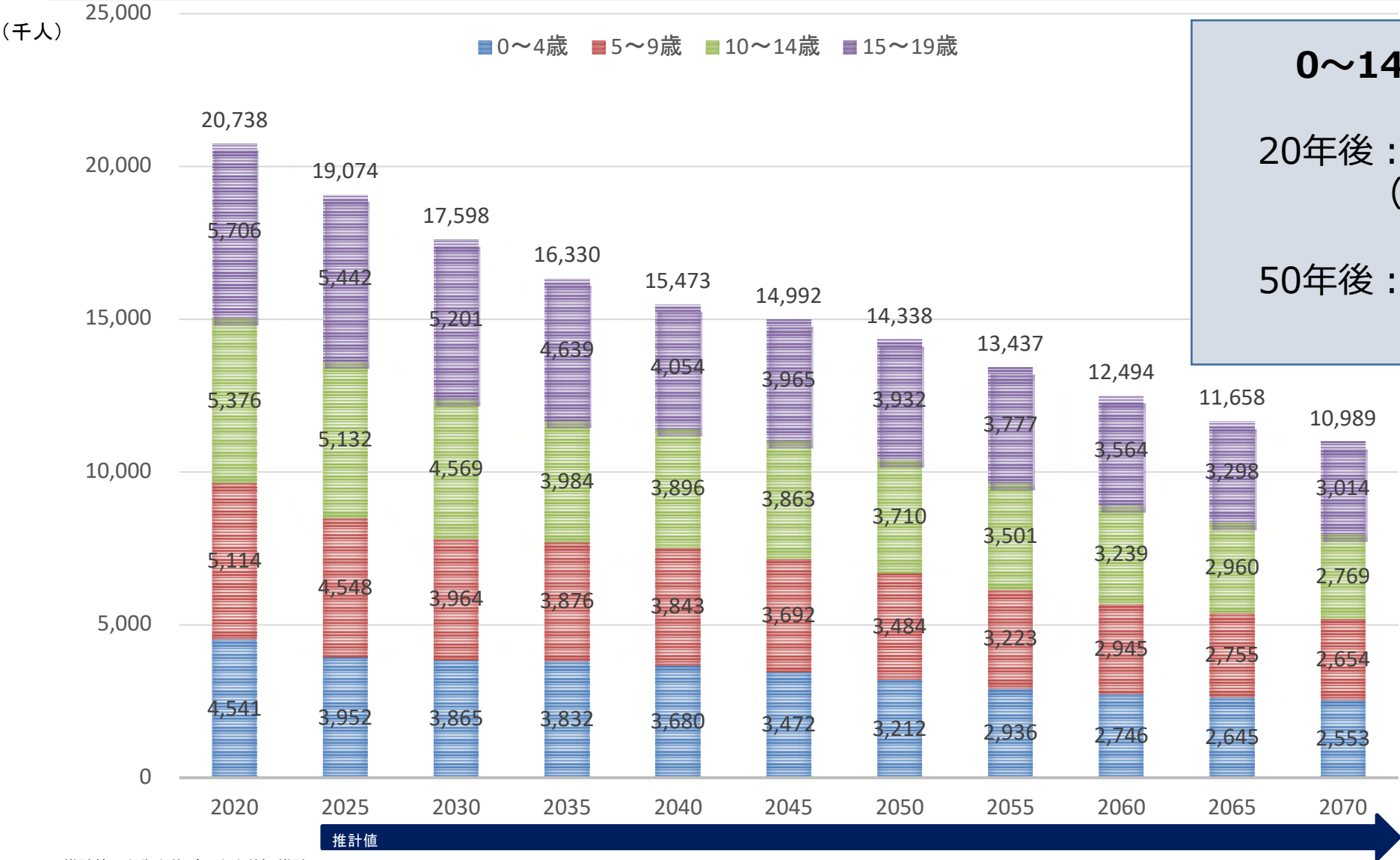


尼崎市として…

今後の児童・生徒数の推計や学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、学校規模の適正化を検討するとともに、地域の実情に応じた地域の施設としての在り方を検討していく必要がある。

2.国の人口の将来推計（19歳以下）【参考】

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。

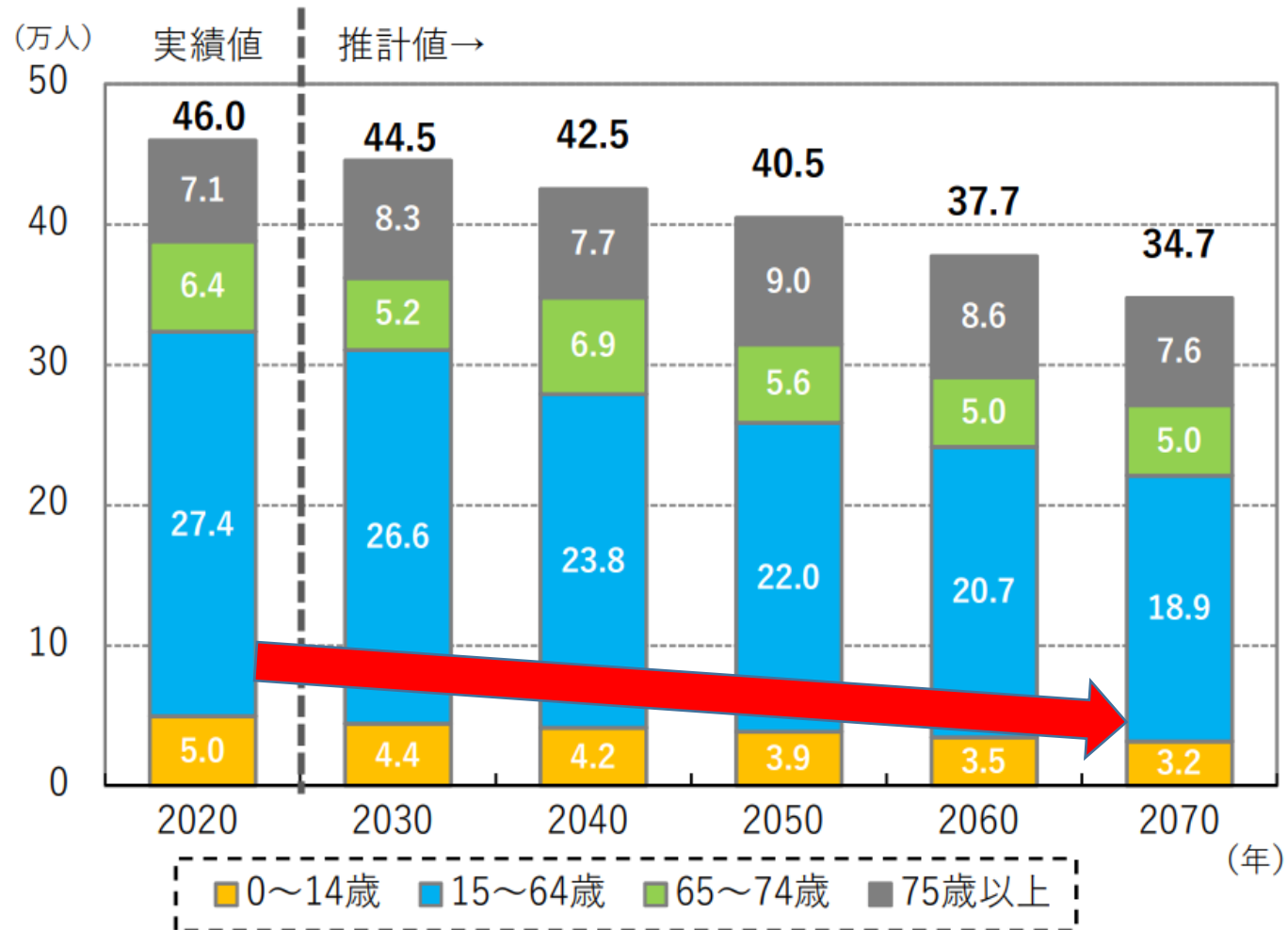


※ 推計値は出生中位（死亡中位）推計による。
各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む)：令和2年(2020)年は、総務省統計局『令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果』による。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

3.尼崎市の人口将来推計【参考】

【基本推計（阪神地域ビジョン）】



0～14歳の減少幅

20年後：8千人減（16%減）

50年後：1.8万人減（36%減）

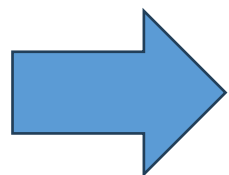
尼崎人口ビジョン

2023.4 尼崎版総合戦略 より

4-1. 今後の方向性等

国（文部科学省）の動向

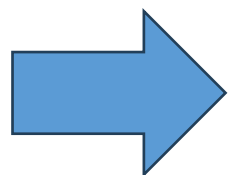
令和8年3月26日 【「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議 議論のまとめ】公表



令和8年8月5日【公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年策定）】の改訂

本市の方向性

- ・ 教育委員会だけではなく、市長事務部局とも横断的に連携し、取り組んでいく。
- ・ 国で改訂された、「適正規模・適正配置に関する手引」や他市の取組事例を参考にしながら、本市として望ましい対応を見極める。



【尼崎市立小・中学校 適正規模適正配置推進計画（平成23年2月改訂）】について、国の方向性や本市の状況を踏まえ、更新に向けた検討を進める。

4-2.令和8年3月26日「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議 議論のまとめ【参考】

議論の背景と前提

- 平成27年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・公表。
- この間、学校設置者である各市町村で学校の適正規模・適正配置が進められてきたが、人口減少の継続、学校を取り巻く環境の変化、いわゆる1小1中状態の市町村の割合の増加といった学校の適正規模・適正配置の検討にかかわる状況に変化。
- そのため、学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究協力者会議を設置し、議論。

議論のまとめの基本的考え方

- 平成27年手引きの基本的考え方は引き続き妥当。

(平成27年手引きの基本的考え方)

- ① 児童生徒の教育条件の改善の観点が学校の適正規模・適正配置の検討の中心であること。
- ② 検討に当たっては手引き上の基準に機械的に縛られることなく各地方公共団体において主体的に判断を行う必要があること。
- ③ 学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合のいずれの場合でもその利点を活かし課題を最小化する工夫が必要であること。

- 平成27年手引きを「広域化」「総合化」「現代化」の観点から更新。

広域化：各市町村がそれぞれの域内だけを念頭に検討するのではなく、周辺の市町村を巻き込んだ圏域で検討するという観点。

総合化：学校を設置する教育委員会の視点で検討するのではなく、首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討するという観点。

現代化：学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想の推進等学校教育の状況が変化していることを踏まえ、それに対応した学校教育となる記載に改める観点。

- 加えて、上記観点の土台として、**計画の策定や検討の加速**等各市町村が留意すべき観点の追記が必要。

文部科学省において取り組むべき事項

- 文部科学省では手引きの改訂に加え、各市町村における学校の適正規模・適正配置の検討を後押しする伴走支援の強化等が必要。

4-3.令和8年8月5日公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年度策定）の改訂【参考】

改訂の背景

- ・ 児童生徒数減少の継続
（公立小中学校児童生徒数は約10年で約85万人減）
- ・ 公立小中学校数減少の継続
（約10年で約2,000校減少）

各市町村において適正規模・適正配置の検討を行い、対応を継続。

- ・ 12学級を下回る公立小中学校の割合の減少
（公立小学校で約4割、公立中学校で約5割）
- ・ 1小1中状態の市町村の割合の増加
（約16%）

状況の変化を踏まえ、10年ぶりに手引きを改訂。

改訂の要点

①**広域化**:各市町村が周辺市町村を巻き込んで適正規模・適正配置を検討。

(例)・複数市町村での学校設置
・1人1台端末を活用した小規模学校間連携

②**総合化**:地域の未来を考える視点で適正規模・適正配置を検討。

(例)・首長部局と連携した通学手段確保
・まちづくりの議論の中で一体的に検討

③**現代化**:学校教育の変化を踏まえて適正規模・適正配置を検討。

(例)・学習指導要領改訂を踏まえた教育
・GIGAスクール構想を前提とした学び

①②③の観点で全体を更新

計画の策定や検討の加速

児童生徒数の減少が継続する中、児童生徒の教育条件の改善を継続するため、市町村における適正規模・適正配置の計画策定を促し、検討加速を促進。

基本的考え方（平成27年手引きから引き続き妥当）

1. 児童生徒の教育条件の改善の観点が検討の中心。
2. 各市町村で主体的に判断。
3. 学校統合・維持いずれの場合でも利点を活かし課題を最小化する工夫が必要。

5.本市の適正規模・適正配置基本方針の主な内容（現状）

(1) 適正規模

- 適正規模としては、小・中学校ともに1校あたり12～24学級
- 特に中学校では、1校あたり15～18学級が理想的としている。
- 参考：国の基準は、小・中学校ともに12～18学級

(2) 基本的な考え方

次の項目を踏まえながら、適正規模・適正配置推進計画を策定し総合的な観点から取り組んできた。

- 通学時間及び通学距離
- 安全な通学環境
- 小学校と中学校の連携
- できる限り1小学校から1中学校へ進学
- 地域社会との関係性（歴史的経過を含む。）など

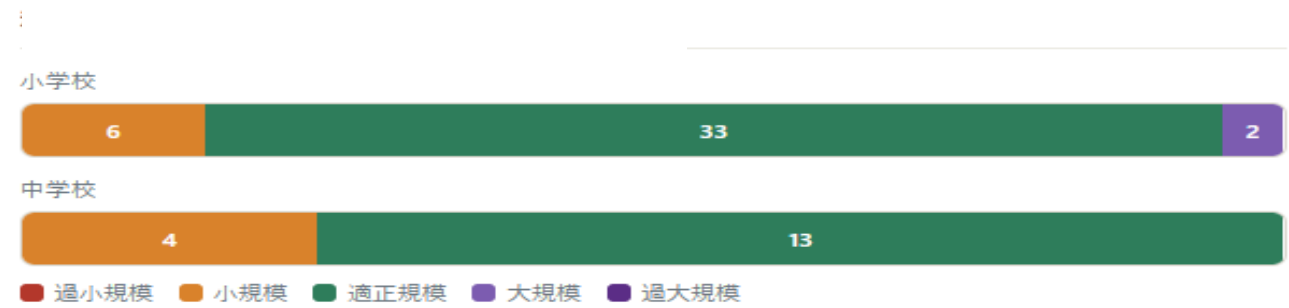


6.これまでの尼崎市立適正規模・適正配置推進計画の取組

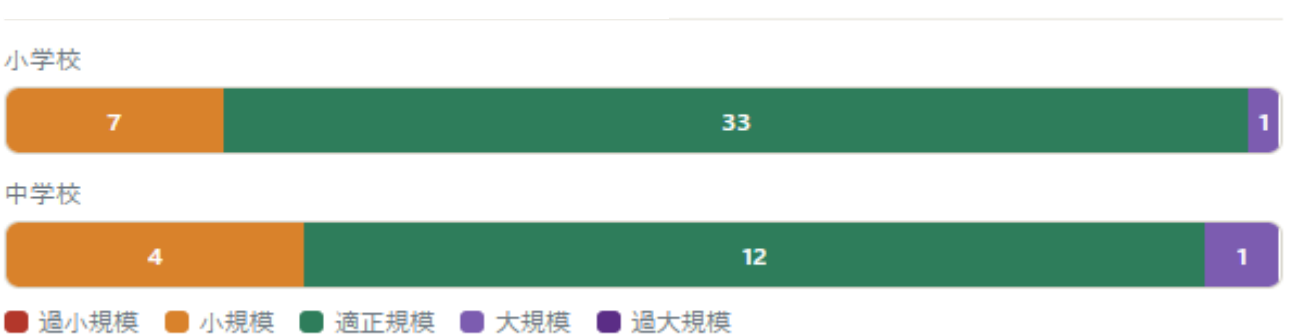
年月	内容
H11.8月～H12.7月	小・中学校適正規模等懇話会設置～報告
H12.8月～H13.8月	小学校及び中学校通学区域検討委員会諮問～具体的方策(方針)について答申
H14.1月	【第1次】小・中学校 適正規模・適正配置推進計画（計画期間H16～H19年度）
H16～H19年	①統合 小学校(開明・城内→明城小、常光寺・杭瀬→杭瀬小) 中学校(城内・育英→成良中、明倫・昭和→中央中、大庄東・大庄西→大庄中) ②校区変更 中学校(昭和・大成中→旧昭和中学校区のうち、名和小校区の区域を大成中学校区に編入) (小田北・小園中→小園中学校区のうち、下坂部小学校区の区域を小田北中学校区に編入) (小田北・若草中→若草中学校区のうち、浜小校区の区域を小田北中学校区に編入)
H19.8月	【第2次】小・中学校 適正規模・適正配置推進計画（計画期間H20～原則H25年度）
H20～H28	統合 小学校(北難波・梅香→難波の梅小、若葉・西→わかば西小) 中学校(若草・小田南→小田中、啓明・大庄→大庄中)

7-1.本市の適正規模の推移

2026年



2031年



区分	年	小規模	適正規模	大規模
小学校	2026年	6	33	2
	2031年	7	33	1
中学校	2026年	4	13	0
	2031年	4	12	1

(参考)

過小規模：5学級以下

小規模：6学級～11学級以下

適正規模：12学級～24学級以下

大規模：25学級～30学級以下

過大規模：31学級以上

8. 過大規模校における現状について

- 過大規模校で発生する課題事項を例示すると、下記のとおり。

メリット	デメリット
人間関係の観点	
・児童、生徒及び教職員数が多く、様々な人との出会いが生まれ、活気に繋がる。 ・性格や趣味の合う友達と出会いやすい。	・在校児童、生徒が多いため、同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童・生徒間の人間関係が希薄化する。 ・多数の児童、生徒の中で個人の存在、個性が埋もれてしまう場合がある。
学習の観点	
・児童、生徒が教職員数が多く、多様な教育活動（個々のニーズ等）が展開できる。 ・クラス替等での配慮が可能になるため、他の集団でやり直す機会を得やすい。	・特別教室や体育館、プールなどの利用にあたり、授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。 ・児童・生徒一人当たりの運動場面積が少なくなる。
教職員の観点	
・人事異動となる教員が多くなるため、他校での実践や取り組み等にふれる機会が増え、指導力等の資質向上につながる。 ・教員数が多い分、校務分掌を組織的に行うことができ、効率的に学校運営を進めることができる。	・教職員間の意思疎通に時間がかかったり、多様な意見が出たりするので、学校全体をまとめることが難しくなることがある。 ・学校運営全般に渡り、管理職が一体的に行ったり、教職員が十分な共通理解を図るうえで、支障が生じる。



より良い教育環境の実現に向けて、適正規模を確保することが望ましい。

9. 過小規模校における現状について

- 過小規模校で発生する課題事項を例示すると、下記のとおり。

メリット

デメリット

人間関係の観点

- ・児童生徒の人間関係が深く結ばれる
- ・異学年との交流や学習を行いやすい

- ・子どもの人間関係が固定化する
- ・進学によって経験したことのない大きな集団に属することにより自分を発揮できない可能性
- ・争いを避けて、ディスカッションができずコミュニケーション能力が育ちにくい

学習の観点

- ・個に応じたきめ細かな学習指導ができる
- ・個々の児童生徒の活躍の場を多く設定することができる

- ・集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい
- ・学級間の相互啓発がされにくい
- ・グループ学習や習熟度別学習など多様な学習・指導形態を取りにくい

教職員の観点

- ・複数の校務分掌を所掌するため、多様な経験ができる
- ・異学年の児童生徒に関わることができ、複数の視点で児童生徒にアプローチできる
- ・自分の意見を反映しやすい

- ・教職員数が少なくなり、経験・教科・特性などのバランスを踏まえた配置がしにくい
- ・学年団が組織できないこと等から、教員の育成の面でも課題がある
- ・1人の教員が複数の校務分掌を所掌するため、負担が大きくなる



より良い教育環境の実現に向けて、適正規模を確保することが望ましい。

10. 今後に向けた具体的な検討項目（案）

①児童・生徒数推計の活用

業務委託を実施している児童・生徒数推計の結果を基にした短期的な推計と、10・20年先といった中長期的な将来推計を活用する。また、マンション開発等による具体的な影響による長期の将来推計の算出について協議を進める。

②過大・過小規模校における検討について

有識者からなる会議体を設置し、本市の適正規模・適正配置の今後の在り方について検討

【過大規模校】

- ・大規模開発等の急激な人口増の可能性がある場合の対策についての検討
- ・学校運営に影響を及ぼす開発の一時的な抑制等
- ・学校内の児童ホーム、こどもクラブ等の施設確保の検討

【過小規模校】

- ・過小規模校のメリット・デメリットの整理（児童生徒間の関係性、少人数での指導の効果等）
- ・北部、南部の地域性（人口差等）を考慮した学校施設整備の在り方の検討

③時代の変化に応じた幅広い視点からの学校施設の活用の検討について

- ・学校施設としての今後の在り方の検討
- ・老朽化する学校施設と適正規模・適正配置の両面から見た中長期的な整備計画の検討（学校施設マネジメント計画との整合性等）
- ・施設整備費の高騰を踏まえた建替予定校の今後の方向性の検討
- ・学校施設と公共施設の複合化・共用化の検討

ポイント

過大規模校はピークを過ぎると児童生徒数が減少傾向になる可能性が高い。

その一方、過小規模校は今後も増えていく可能性があるため、小規模校のメリット・デメリットの整理や中長期的な推計を踏まえた適正規模・適正配置推進計画を策定し、時代の変化に応じた幅広い視点からの検討を進めていくべき。

学校、地域、保護者、市の関係部署、関係機関などが連携し、中長期的な展望に立ち、今後の学校の在り方やまちづくりを共に考えていく必要がある。

11.適正規模・適正配置の基本方針の見直し及び推進計画のアップデートについて（案）

